

# 産業建設常任委員会会議録

[平成24年12月11日開催]

南あわじ市議会

# 産業建設常任委員会会議録

日 時 平成24年12月11日  
午前10時00分 開会  
午後 1時39分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（7名）

委 員 長	阿 部 計 一
副 委 員 長	印 部 久 信
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 上 祐 治

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	橋 詰 恭 子
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	興 津 良 祐
農業振興部長	松 下 修
都市整備部長	山 崎 昌 広
下水道部長	道 上 光 明

産業振興部次長兼水産振興課長	早	川	益	弘
農業振興部次長	神	田	拓	治
都市整備部次長	垣	本	義	博
下水道部次長兼下水道課長	岩	倉	正	典
次長兼農業委員会事務局長	原	口	幸	夫
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真由美	
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道加入促進課長	松	本	典	浩
農業委員会事務局課長	小	谷	雅	信
国民宿舎支配人	北	川	満	夫

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	4
① 議案第87号 南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例制定について	5
② 議案第88号 南あわじ市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例制定について	8
③ 議案第89号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	12
④ 議案第90号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	18
⑤ 議案第71号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）	19
⑥ 議案第73号 平成24年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）	19
⑦ 議案第74号 平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）	20
⑧ 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（足湯施設）	21
⑨ 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（ゆとりっく）	23
⑩ 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（漁港海岸環境施設）	32
⑪ 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（丸山海釣り公園、生産物直売所、丸山漁業活性化センター）	33
⑫ 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）	36
⑬ 議案第103号 字の区域の変更について（広田、倭文地区）	39
⑭ 議案第104号 平成24年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて	40
⑮ 議案第105号 平成24年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて	41
⑯ 議案第106号 市道路線の認定について	42
⑰ 議案第107号 福良地区市営住宅新築工事請負変更契約の締結について	42
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	44
3. その他	44

## III. 会議録

# 産業建設常任委員会

平成24年12月11日（火）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 1時39分）

○阿部計一委員長 おはようございます。

産業建設常任委員会をもちましたところ、執行部の皆さん、また議員各位には御出席をいただきましてありがとうございます。

なお、申しおくれましたが、今回の役員改選で、産業建設常任委員長を拝命いたしました阿部計一、並びに副委員長に印部久信君が拝命をいたしております。

ことし、年末から衆議院の選挙と、来年は市長選挙、参議院選挙、そしてまた我々の選挙と、非常に慌ただしい1年になる可能性があるわけですが、どうかよろしく御協力のほどをお願いをいたします。

それでは始めに、出田議員がちょっとおくれるということでもあります。それと、農林振興課長の松本課長が、きょうは公務のために欠席ということでお聞きをしております。

それでは、市長、何かありましたら。

○市長（中田勝久） 皆さんおはようございます。

まさに、冬本番を迎えている感じがするきょうこのごろでございます。きょうは、産業建設常任委員会、今も委員長さんからお話ありましたとおり、委員長初め改選、委員の皆さん方もありまして、どうぞいろいろとまたこれから私どもの提案する案件につきまして、御理解を賜りたいと思います。きょうは、付託をお願いいたしている案件につきましては、条例の関係また指定管理の関係、補正予算等々でございます。中身につきまして、適切妥当な御決定をお願いいたしたいと思います。

一つ御報告ですが、吉備国際大学志知キャンパス、少し予定の工程よりかはおこなわれているようでございますが、そう気にするぐらいはおこなっておりません。きのうも、その報告が来たんですが、今、大体60%の予定ですが、五十数%ということで、ちょっとおこなわれているようでございます。また、議員の先生方には、幅広い御支援をお願いいたす次第でございます。大変、いつものことながら、あとちょっと公務を入れてますんで、中座させていただきます。

○阿部計一委員長 それではただいまから、第45回定例会において、当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、執行部より再度の提案理由の説明を求めることについては省略をいたします。

1. 付託案件

① 議案第87号 南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例制定について

○阿部計一委員長 まず、議案第87号、南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 この、市道の技術的基準等を定める条例の(委任)第5条、「この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める」というこの文言があるわけでございますが、これある程度市長の裁量の幅によってですね、そういうものが市道の規制で条例で縛ったやつを、ある程度裁量の幅を設けたようなこの市長が別に定めるという文言、あえて一つのことで引用しとると思うんですけど、この辺のこれは条例規則か何かで定めたやつというのはあるんですか。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長(赤松啓二) 今回のこの条例制定については、道路法が改正されたことを受けて制定するものですが、その中身については、道路法の30条第3項、また第45条第3項、それとバリアフリー法第10条第1項ということなんですけども、これらいずれも今回改正の追加でございまして、道路管理者である地方公共団体の条例で定めると改正されたわけですが、つまり道路管理者で国の基準を参酌して条例を定めなさいと改正されたんですけども、今回の条例では、従来どおり国の基準を持ってその基準とするという制定でございまして、これは今までと市の道路管理者のほうの方針としては何ら今までと変わりなくですね、国の基準であります政令なんですけども、道路構造令をもって基準とするということでございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　いや、もうその辺はよくわかっとなねん。上からのやつでおりてきて、準則として市の条例を制定したというのはわかっとなねんけど、その中でこの5条の文言で、市長が別に定めるという文言がありますわね。この条例の施行に関して必要な事項は市長が別に定めると、要は当市にとっての裁量の幅を広げるような市長が定めるとる文言というのが、まさに制定はされとるんですかということをお尋ねしとるわけですね。条例の規則か何かでこの市長が別に定めて、国の準則の基準よりある程度緩和するような裁量権が、この市長が別に定めるとるという文言の中に入っとなんのですかということをお聞きよるだけで、それ以外はもう何もわかっとなねん。

○阿部計一委員長　　建設課長。

○建設課長（赤松啓二）　　この、政令で定められております構造令以外にですね、市長が定めたものは特にございません。県のほうで、従来からあります小型構造物基準というのがありますけども、それに基づいて、市のほうは構造令プラスその県の基準も使わせていただいておりますけども、市が特にそれ以外に定めた構造令はございません。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　結局は、市長が別に定めるというたって、結局は今のところは別段特に規制緩和というか、市長が別に定めてその裁量権を広げるような文言は書いてないということやな。そういう理解でよろしいんですね。

○阿部計一委員長　　建設課長。

○建設課長（赤松啓二）　　結構でございます。

○阿部計一委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　これは、国の定めるところによって、その県も市もそれに準じなさいというようなことなのかな、と僕は解釈しとなねんけども。そこへもってきて、やっぱり国との考え方、県の考え方、市町村の考え方、またその地域地域によって、その状況によって異なる場合が、いろんな障害が出てくるとか、そういう部分がある部分が多少違ってくると思うんやな。そういう場合において、この市長が定めるというふうな文言でしまりをつけてあるという理解してええのかな。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） そういうことだと思います。非常に、構造令に載らないような、市長独自の構造物というようなものも出てきますので、そういったものを特に市の基準として定める場合には、別に定めるという理解をしておりますけども。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そこでよ、今言う、市の構造物でそういうものを定めるというふうな部分はまだ今ないわけですね。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） いや、基準としてですね、構造令にないようなものについては、市単独の基準というものは内部ではつくっております。

○阿部計一委員長 ほかに。  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第87号、南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。



( 挙 手 多 数 )

○阿部計一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

② 議案第88号 南あわじ市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める  
例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第88号、南あわじ市準用河川管理施設等の構造に関する  
技術的基準を定める条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 まず、基本的なことをお尋ねするわけですが、この市の準用河川とい  
う、ちょっとこの辺の説明をお願いいたします。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 準用河川といいますのは、河川法を準用する河川というこ  
とで、市内には5つの準用河川がございます。それぞれの旧町で議決を受けた河川でござい  
ます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうちょっと具体的に。私の認識としたら、県河川と市の河川とい  
うのがあって、この準用河川というのは、その5つの準用河川というのは、具体的などこ  
こなんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 準用河川と申しますのは、延長が大体市内で5つで4,97  
0メートルの河川がございますが、水系的にいきますと三原川水系で柿の木谷川、これに  
つきましては、柿の木谷の砂防堰堤ダムから、湊里の白木谷1750番地先まで。それと、

北谷川と申しますのは、2級河川の上流部、成相川の上流部でこれは90メートル。さっきの柿の木谷川は600メートルです。養宜川につきましても三原川水系ですが、養宜川の上流部でして、成相川の合流点までの870メートル。あと、また三原川水系ですが、天の川ということで、これも三原川への合流点までの1,400メートル。あと、馬乗捨川ですが、県の河川の馬乗捨川上流域ですが、2,010メートルというものでございます。指定年月日は昭和55年、53年、あと平成5年ぐらいの指定が主でございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでね、この第2条のこの1号の、「市長が定めた高水流量をいう」というんやけど、この「市長が定めた高水流量」ということは、何を基準にして市長が定めとるわけですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 高水量という文言がございますが、計画高水量を定めるについて、水の水量に伴う水量でして、主には想定される最大の台風とか高潮、水位上昇が発生するもので、満潮位なんかを考慮しながら、災害の発生を未然に防ぐための堤防の必要な高さを算定するための水量でございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この2号にもそうやけど、市長が定めたものをというようなことで、この市長が定めたけど、その辺具体的な数字というのは、明確に表示はどっかされとるわけですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 特に、今のところ定めとるものではございません。計画段階で改修等発生した場合、基準をもって想定される災害に対応した水量を定め、堤防の高さを決めるという手順で、都度都度工事に伴いまして定めるものと考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それでですね、この条例が施行されたら、要は低地帯の冠水の緩和と

どうか、そういうやつができるのですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 準用河川が、延長的には4,970メートルということで、低地帯という形の部分にある河川は今のところございません。流れを阻害するものを避けるような基準でして、特に洪水被害をその部分について発生させないようにということで、そのための基準を定めようといたしております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、その準用河川ということは上流部のほうで、その辺で今から河川改修なり堰とかいろいろさまざまなことでこの条例に沿って改修していったら、やはり河川の下流域の低地のところの冠水対策というか、その辺の対策もできるのですか。反対に、上流部がどンドンどンドンしていったら、反対に私は、より以上低地帯のほうの内水対策というのはますます今以上に厳しくなってくるのでないかなと思ったりするねんけど、その辺はどうなんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 低地帯の対策につきましては、全体的な計画をもって河川改修を進める方向で、現在大日川のほうから事業のほうの計画をいたしております。その改修につきましても、準用河川であればこの基準を、また2級河川等につきましては河川法の基準という形で、一連の形で整備していく段階で、この基準をもって整備していくということで、特にその部分だけを先に改修するという形じゃなしに、準用河川の段階にきた段階で、この基準を適用して整備するというものでございますので、技術的な基準ですんで、全体を見計らっての内水対策というのは、今後全体の中で進めていくものだと考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結果的には、下流の三原川河川改修の水系から改修して行って、それでその三原川の河川改修が完了した段階で、この準用河川の上流部のほうへも施行するときはこの基準でもってやるということで、要は三原川河川改修がまず最優先でやっていただけるということによろしいんやね。



○谷口博文委員 要は、この平成9年12月1日という以前のやつは遡及せんということで、それ以降はやられとらんやないということで、河川法でこういうこの年月日を制定しとるということですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） そのとおりでございます。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第88号、南あわじ市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

③ 議案第89号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第89号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長　　この条例の中で、第3条の第4項ですね、市営住宅の敷地内に児童遊園または集会所を設ける場合は、入居者に加えてその周辺の地域の住民が利用できる施設とするものとするということですが、この場合、これは新たに条例がこのたびできたということは、今までの市営住宅の中でこういう施設はまずなかった、今回新たにこれを条例として制定したというように理解していいんですか、これは。

○阿部計一委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）　　児童遊園とか集会施設は、もちろん従前もございました。ただ、入居者が利用すべき施設として位置づけをしておったんですけども、今般新たに整備の技術的な基準等を定めるにあたりまして、集会所と児童遊園につきましては、入居者以外の方、周辺と書かれてますとおり、地域の方にも御利用できるような環境をつくるべきということで、新たに定めをしておるところでございます。

○阿部計一委員長　　印部副委員長。

○印部久信副委員長　　これ、私も市営住宅の団地等あるところ何か所か行って話を聞いておりますと、その市営住宅の団地の中の子供の遊園地とかそういうものは、市営住宅に入居しとる人が使えて、周辺から行きたくても行きにくい、遊びに行きにくいというような、そういうような感情ができとるんやな。それで、今後これを周辺の地域の住民も利用できる施設とするということになった場合、地域周辺の住民との人の話もせんといかんねんけれども、この施設の管理とか、運営経費やいう経費が出てきた場合は、これどんなように考えとるんですか。

○阿部計一委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）　　管理につきましては、今までの例えば集会所におきますと、そこには電気代であるとか水道代、こういったものがあるんですけども、今までは住宅の入居者の共益費の中で賄いをしていただいております。今後は、別の地域の方がそこを利用する場合は、それを時間制とかいうことで按分するとか、そういったことが今後は必要になってくるのかなと思っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、課長、条例に上げてくるということは、市民の人からこういう要望があるということで、これ条例制定になっていきよんねやと思うんですわね。いわゆる市民ニーズがこういうことがあるということで、この条例をつくってきとると思うんですが、現実には、今、市営住宅のそういう遊園地とか集会所等で、周辺の人が「うちも使わせてくれ」というようなことは、結構担当課には要望としてあるんですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 児童遊園等については、頻繁にあるというようなことではないんですけども、今後の話の中でですね、例えば今回独自に設けてます2項、3項、4項、これにつきましては、県営住宅の設置についても同じような条例改正を行っておりまして、市内における公営住宅については、同様の扱いができるようにということで考えを持っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、ちょっと私の地域の話になるんですが、うちの場合も県営住宅とかそういうような住宅が近くにありまして、祭りのときはそこへ入ると子供は地域のだんじり引っ張りにくるんですわ。間にそこの施設の遊園地へ行くというのが、何かわだかまりがあって行きにくいということで、周辺のお母さん方とか地域の人にはね、そういうときだけそこの人がうちへ来て一緒にやりよるのに、うちはそこへ行って遊んだり使うたりするときには何かこう行きにくいというような、今そういう風潮があるんですわね。今度これをやる場合には、地域とそういう、一番の問題は管理と維持費、経費の問題が出てくると思うんですがね、これ南あわじ市では具体例はまだありませんか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 今からの整備ということで、御理解をいただけたらと思うんですけども。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長        そしたら、今からということは、今のところはこれに近いような具体的なところはないと。今後、こういう場合出てくるということですか。

○阿部計一委員長        都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）        はい、児童遊園等につきましても、今さっき申しましたとおり、管理等につきましては入居者の方をお願いをしてる状況がございます。今後新たに整備をする場合には、こういったことも考えた上での整備を考えていきたいということでございます。

○阿部計一委員長        谷口委員。

○谷口博文委員        この3条の2の3項、この市営住宅の建設にあたっては、規模、設備、間取り、それぞれ異なるということで、さまざまな構成の世帯及び年齢のものが入居する、これはすばらしいことやと。

今までの市営住宅であったって、県営住宅であったり、画一的というかある程度同じような構造で、同じような建築基準法の規制、また消防法の規制のもとやられとるもんやさかいに、同じような間取りでやってって、それを今回この条例の制定によって、若干その入居者の間取りの変更等々考えて今後やっていくということなんだろうが、あえてお尋ねするねんけど、今からの住宅マスタープラン100とかいうような事業計画ありますわね。あの辺に対して、この条例のこの3条の2の3項に基づくような、こういうふうな構造というか間取りの変更等々を見据えた上で、市営住宅の今後の建設にはあたっていくということよろしいんですか。

○阿部計一委員長        都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）        はい、おっしゃられるとおりでございますして、いわゆる一つの団地の中で、例えば2DK、3DK、入居される世帯のお話なんですけども、高齢者の方でお2人しか家族構成がない方、また子育て世帯で3人以上の方、そういった方々が同じ団地に住まいできるような、2DK、3DKが複合したような団地をつくって、高齢者だけの建物にならないようにしていこうというのが趣旨でございます。

○阿部計一委員長        谷口委員。

○谷口博文委員        これはもうすばらしい発想なんよの。本当にお年寄りだけの世帯にな



らんように、地域のきずなをもって共助の精神というか、その辺をできるような市営住宅の建設に向かってやっていただきたいと。

そこで、あえて例えば言えばですよ、例えば西路団地ありますわな。あの辺の周辺に、そういうふうな、要は住宅マスタープランのやつで、それはもう今までのように鉄筋の5階とかそんなんでなしに、見合ったようなことでそのマスタープランというやつをやっていただいたら、その辺とのいろんなさまざまな発展というか、やっぱり地域のつながりのあるようなあれができると思うんやな。そやから、その辺を今後の住宅マスタープランで建設するにあたって、事業計画として、今、当面福良地区であれ40戸か何かやってますでしょ。それ以降のあと60戸に対して、どのようなお考えで、どのような計画で進めていこうというようなお考えをお持ちなんですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 市営住宅の建てかえ事業についてのお話なのかなと思います。これにつきましては、御案内のとおりですけども、21年の3月に住宅マスタープランの策定をしております。これに基づいて、第1期事業として、今お話ありました福良住宅を行っているところでございます。住宅プランにつきましては、早急に整備を必要とする住宅団地を4団地100戸ということで、マスタープランの中にしております。

次期計画につきましては、整備の方針であります団地の集約化、それと敷地の高度利用ですね、それとあと地域バランス、そしてあと現住居者の生活圏等を配慮しまして検討してるところでございまして、あと20戸建ての3団地をつくっていくべきということで、今、検討をしてるところでございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺を、ある程度柔軟に考えていただいて、20戸建てでなしに10戸建てみたいなやつの5戸建てでも構わんのよ。それで、これは例えばの話やで、西路団地の近くに市有地ありますわな。あの辺のそこへ、3戸でも5戸でも構わん建ててもうたら、その辺市の遊んどる土地で建ててもうて、それでその辺で、市の西路団地でもあと残り2区画になっとなねんけど、あの辺を1区画公園にでもしたってもうて、その辺お年寄りの入居者とその辺の若い子らとつながりを持ったような、そういうふうな計画を今後考えていただきたいというような思いが私はあるわけですよ。それで、例えば岡所のあんな古いとこでなしに、やっぱり買い物にも行きやすいようなところへぼんぼんぼんとう20戸とか40とかってまとまったやつでなしに、もう3戸でも5戸でも構わん、生活というか地域のコミュニティのとれるような場所で、今後住宅マスタープランを進めてい

ただきたいという思いがあるねんけど、その辺柔軟に対応していただくわけにはいかんですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 建てかえの計画につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、一つは集約化を考えてございます。また逆に、今ある既存の敷地の高度利用を考えております。

それと、先ほど谷口議員もおっしゃってるように、現入居者のいわゆる生活圏が大きく変わらないように、こういうことを考えながら、どこに整備をしていったらいいのかということを検討してるところでございます。ただ、今住んでるところ2、3戸だけ別のところにつきますよというのは、集約化というところから考えますとちょっと離れてますので、そういうことを合わせて、検討をさせていただけたらと考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、この3条の2の3項の、高齢者と入居者が安心して生活できるように配慮するものとするというこの文言を十分考慮していただいて、今後のマスタープランを進めていただきたいということで、これで終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第 89 号、南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

④ 議案第 90 号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第 90 号、南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第 90 号、南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑤ 議案第71号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

○阿部計一委員長 次に、議案第71号、平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

続いて委員間討議を行います。御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第71号、平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑥ 議案第73号 平成24年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）

○阿部計一委員長 次に、議案第73号、平成24年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第73号、平成24年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第1号)について、  
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

⑦ 議案第74号 平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)

○阿部計一委員長 次に、議案第74号、平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計補  
正予算(第1号)を議題といたします。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第74号、平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑧ 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について(足湯施設)

○阿部計一委員長 次に、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について(足湯施設)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

出田委員。

○出田裕重委員 足湯ですけれども、この仕様書を見てますと、津波対策というよりかは防災対策としてされてると思うんですけども、今回こうやってまた更新時期にあって、足湯の運営をしながらどういう津波避難対策、訓練、計画、ちょっと文言は出てますけれども、具体的にどんなふうに進められてるか書かれてないので、そういった状況を教えてほしいと思います。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 足湯施設につきましては、隣接するなないろ館という複合施設がございます。ここでは、防災訓練また火災訓練等を計画的に実施しておりまして、その中に観光協会の観光案内所もございます。足湯につきましては、この観光案内所が管理しておるという関係で、広い意味でなないろ館も含めた足湯施設もそういう中で、防災

に対する訓練等を行っているというふうに解釈しております。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 そういうことは全然書かれてないですけど、足湯は足湯で防災にいろいろするみたいなことも書いてて、3名の方がおられるんですか、足湯の管理をしてる方が。具体的に、そういう非常時の連絡徹底とか、そういうのがあるのかなと思うんですけど、そこまで提出してくださいとは言いませんが、その辺も含めて教えてください。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 一応、そこで勤務しております職員が、今、出田委員おっしゃったように3名おります。その統括というか、管理については観光協会の観光案内所が行っておりますので、今後そちらのほうにそういった形で事業を考えていくように伝えておきます。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 これで終わりますが、実際にその観光客の方を含めての訓練とかされたことあるんですか。足湯に浸かってる団体のお客とか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今のところ、特に訓練というのはございません。観光客を含めたというのはありません。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 やるべきではないですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今後、そういった訓練については、事態を想定した形で、周辺の観光客も踏まえた中で検討していきたいと考えます。

○阿部計一委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について(足湯施設)、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。  
暫時休憩いたします。  
再開は11時といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

⑨ 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について(ゆとりっく)

○阿部計一委員長 再開いたします。  
次に、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について(ゆとりっく)を議題といたします。  
これより質疑を行います。



質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員　　ゆとりっくの指定管理は、これに対しては結構なんやけんど、かなり私もこの施設をしょっちゅう頻繁に利用さしてもらいよんねんけど、やはり施設の老朽化というのがかなり目に見えるねんな。それで、その漏水等々、私は床暖房入っとなのかなと思うほど、床がやっぱり漏水によって暖かいような、そういうような箇所があるわけよ。その辺の、今後の対応なり改修というか、その辺はどのような事業計画というか、その辺どういうふうにお考えですか。

○阿部計一委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　おっしゃるように、ゆとりっくの施設につきましては、非常に老朽化が進んでおります。近年ちょっと気になっておるところが、今、谷口委員の発言にありました、特に沸かした湯が漏水してるというふうなことがございます。これにつきましては、今現在、指定管理者のほうとも協議しておりますが、直すところは指定管理者のほうで応急に直していただいておりますが、根本的にあそこの施設は建物の底にそういう配水管が入るとということ、それをやりかえるとなったら非常に大変な工事になるということから、外づけで何とかできないかということ、これにつきましては、平成25年度の予算のほうで設計それから工事のほうは現在要望しておりますので、進めていきたいというふう考えております。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　それはぜひ早めにやって、それはもう床全部ひきむしって、その辺の改修なんかとてもやないけどできんと思うんよ。そやから、できるだけ利用者の休館のないように、休館日のないような方法でやっていただきたいのと、それともう1点、ちょっとこの毎週水曜日休むというのは、他の施設に比べたら、非常に私は利用者として大きな不満を持っとなねん。この辺、毎週水曜日休みやいうやつでなしに、そこらもうちょっと施設の利用者のために、積極的にこの指定管理者に言うべきやと。福良、あの辺並みに、せめてその辺と同等の同じような休館日でやっていただきたいという思いがあるねんけど、その辺いかがですか。

○阿部計一委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 　　他の温浴施設、またプール等との兼ね合いもあるかと思いますが、確かに利用者の方には御不便をおかけしてるというようには感じております。今のところは、そういった定休日というのを設けておりますが、今後そういう点につきましては、検討していきたいというふうに考えます。

○阿部計一委員長 　　谷口委員。

○谷口博文委員 　　今後でなしに、これ指定管理始まるわけでしょ。そやから、そのときに、この指定管理者に対して、それは月に1回や2回は休館日は構わん。点検日というんか、施設全体の点検してもらうのにはそれは構わんねんけど、毎週水曜日休むやいうのはけしからんと私は思うねんけど、その辺しっかりとした指導というか、指定管理を受けとる人にそういう指導をしていただきたいねんけど、その辺はやっていただけますか。

○阿部計一委員長 　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 　　今後そのように進めていきたいと、指定管理者と十分に相談して、いい方向に行くように相談していきたいと思います。

○阿部計一委員長 　　印部副委員長。

○印部久信副委員長 　　これ、昨日の文教のときのことでこれ問題になってましたけど、この温浴施設よな、いろいろできたときのいきさつはともかく、南あわじ市で今さんゆ〜館、ゆ〜ぷる、ゆとりつくが温浴施設であるわけですが、その入浴料の価格差というのが、もう昨日の委員会でも言うてましたように、これだけ差があるということなんですが、これはあれですか、南あわじ市の場合ゆとりつくは産建が所管と、それでゆ〜ぷる、さんゆ〜館は文教ということであるんですが、同じ市の中で、関係者がこの入浴料金とかもろもろについて連携とるというか、そういう協議会はずしとるんですか。もう、うちのうち、向こうは向こうとやりよるのですか、これ一遍どないなととるんですか。

○阿部計一委員長 　　産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 　　料金については、産業振興部と健康福祉部のほうでは、今まで話し合いはなかったということで料金がなっていないんですけど、施設自体は3つの施設の共有券とかいうのはしてるんですけど、部同士の料金体系の話はしてなかったんで、今後一つの検討課題だとは思っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 今後言うて、これ5年間の指定管理だ。今後言うたら、変更するのは5年先やの。そうやってきたらね、生臭い話になりますけどね、市長がこの2月で変わって、また2回変わるまでこのままでいくわけよの。それで、これ今後の課題やいうて、問題を先送りにばっかりしていきよるわけよの。それはおかしいと思うねんな。それで、市民のこの利用しよる方から、もういろんなことに対する苦情とか入浴料金の価格差についても、十分いろんな人からの意見が担当の部局へ入っとんのは皆承知しとんのに、何でこの3つの施設の所管しとる、南あわじ市の職員やぞ、皆さん方。部の職員違うねや、南あわじ市の職員の人が、何で3者というか理事者を交えて協議せんのかな。うちのうちで生まれ落ち違うから温浴施設だの、福祉を目的にしてやっとなねんからこうやって、そうは言うても市民から見たらみんな同じ温浴施設なんやの。何でそれが、副市長、せんのですか。皆でまず協議もしてみる必要あるん違うんかな。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） する必要があります。ただ、ちょっと御理解をいただきたいんですが、ゆとりつくについてはまだ産業振興協会、これ財団法人、所有がその財団になってます。施設そのものが。今、一体管理をするというような形で、産業振興協会から市が建物を借り受けて、今、指定管理に出してる。その指定管理にする一元化、市のほうで全部を管理するということまではいってるんです。

産業振興協会が、今年度末で解散をさせようと思っております。財団法人の民法が改正されましたので、公益法人と一般財団法人とに分かれますので、ここで公益を取る必要もないということで、今、解散手続に入っておりますので、来年度では精算ができますので、精算をしたあげくには、この施設全部、一切の権利について市のほうに所有権が移るといいう形になってまいりますので、そういう段階になったときにはやっぱり考えざるを得ないなということで、今、一元管理はやっておりますので、一元管理とは市のほうでの管理をやっておりますので、今度はそのお風呂が3つにプールが2つということになっておりますので、それをどのように一元管理がふさわしいのか、今後も今のようなものがふさわしいのかというのは、検討していかなければいけないということになっておりますので、今回間に合いませんでしたが、次回の指定管理のときには、すっきりしたような形になるのではないかと考えております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 副市長、次回というのは5年先や。5年先やいうたら、ここにおる人何人残っとんの。そんなこと先送りばかりしよったら、物事解決せえへんと思うな。とにかく、今、副市長が言われたような施設とか云々はそうであっても、入浴料金、指定管理料というものは、今、市の独自の判断でやりよんだ。やっぱり、価格調整するということは、高いところに合わすか低いところに合わすか、当然低いところに合わすようになっていくんだろけれども、そのために指定管理料というのがあるわけでないか。指定管理料で調整しながら、入浴料金というものをある程度でこぼこを解消していくようにやっていかんといかんの違うの。そのために、今回でもさんゆ〜館の場合も1,650万円の指定管理料だったのを2,000万円にしたと思うんですわね。そやから、指定管理料で調整していったらええと思うんですわね。それで、ゆ〜ふるであっても、当初は市のほうへ使用料として200万円か300万円入ったんを、このたび水道料金が上がった云々でそのことによって経営も圧迫する、それをせんことによって入浴料金も上がるということで、指定管理料を今度は利用料をもらいよったんを反対に指定管理料300万円か何ぼか出して、それで調整ある程度しよるわけですわね。ですから、生まれ落ちやそんなことはどないでも構わんねん、市民は。ある程度、その指定管理料というものの増減によって、入浴料金というものを均一化していくようなことは必要であると思うんです。そういうことは、これ指定管理料ある程度上げていっとるので、その調整をしようというのは見えるんですが、具体的な数字で見てないの。ということは、指定管理料の調整の仕方がまだ少ないということになってくるねん。そこらどない思いますか。そないせんことには、そなん一律に合わすいうたって、合うはずがないでしよ。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 御意見はよくわかります。ただ、先ほど一番冒頭にお話があったように、やっぱり生まれてきた経緯がかなり違いますんで、そういうものも無視はできませんから、できるだけ皆さん方の御意見を聞きながらやらないと非常に問題が出てくるんじゃないかな。施設も、南あわじ市の身の丈にあった施設の数なのかということもやっぱり今後は検討していかないと、この5万人の市の中におふろが3つ温水プールが2つ、ふさわしければ当然引き続き維持をしていくということになろうかと思いますが、今後老朽化が進んでまいりまして、ほとんどの施設は建てかえないしは大改修が必要になってくるわけですので、そういうものも含めながら、今後やっぱり検討していかざるを得ないだろうと思っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長　　今後というのは、来年度、再来年度に変えるんかと思たらそうではないねんの、5年先や。さっき言うたように、市長が2回変わるという期間をおいてやるということで、やっぱりこれだけ、今、市民の人がこのことについて市に対しても陳情したり、いろんなどこへそういうことでは困るというような大きな声があるのはもう少し真摯に受けとめて、何とか一律というのはそんなことはなかなかいかんと思うんです。それで、副市長も今言うたように、私も何回も言いよんねんけど、生まれ落ちは市の担当者とか関係者はわかっとるけど、入浴する人は関係ないんですわね。関係ない、そんなことは。そやから、今またここまできたものをもとへ戻せるかどうかというのはわかりませんが、やっぱりこれ期間中であつたつても、何らかの方法で修正していくことはできると思うんで、やっぱり市は5年先というんでなしに、できるだけそういうことを研究して、これに指定管理の契約に準ずるような方法で何とか考えていってほしいと思うんですがね。そこらどうですか。

○阿部計一委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　引き続き検討はいたしていきます。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　副市長、本当にあなたの認識はちょっと私は甘いと思うんですわ。どうということかというたら、あの施設の利用者というのは地域の本当に高齢者の方々が、地域のコミュニティとはいわんけど、昔の本当につながるの中で利用しとるような状況にあるのやな。副市長、あんたそういう施設の利用しよるのかしてないのか私は知らんねんけど、私はもう十数年ずっとああいう施設へ行きよんねんけど、私の年齢が一番若年層ぐらいで、それよりの高齢者の方が本当に日々のいやしというか、あの辺でやはり健康管理もしながら人々は一生懸命頑張つとんのやな。その辺で、将来3つあるやつを、先ほど聞きよつたら3つあつて2つあるのがふさわしく、今後の人口動向というかそこらも踏まえた上でやけど、それとやはり観光客の呼び込みにもなつとる施設なんやの。ゆーぷるであつたり、さんゆ〜館であつたり、ゆとりっくであつたつて。その辺、わざわざそういうふうな島外の方がお越しになって、ある程度そういう経済効果も生んどるような施設なんやから、この辺は私はぜひ継続していただきたいと。それで、やはり地元の利用者にとっては利用者の声を十分聞いて、やはり大規模改修が必要やつたら大規模改修もやってもらわんなし、料金のでこぼこを、先ほど印部委員が言うつたように、さんゆ〜館と他の施設との料金のでこぼこというのはある程度公平にせないかんねん。それと、よう聞いてほし

いのは、1回行くたびに100円ずつ払うやて、そんなもん会員の呈をなしてない。そやから、そこらもう一度、指定管理というか、こういう施設の運営は私は継続してやっていただきたいという市民の強い願いがあるねんさかい、そこらはしっかりとその辺市民の声にも耳を傾けてやらなんだら、決まったさかいもう5年先のことやいうて、先ほどの答弁聞きよったらちょっと本当に腹が立ってくるで。副市長、そこらもうちょっと前向きな答弁、これは継続するぐらい努力するぐらい言えませんか。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今おっしゃるとるように、やっぱり地域の皆さん方のよく声を聞かないといけないといけないんで、やっぱり声を聞くにはそれなりの期限もいりますんで、我々としては次回はすっきりとした形にはしたいと思っておりますので、今回はちょっと間に合いませんでしたが、やっぱりいろいろと、一つの施設だけの話じゃなくって、やっぱり片方では値上げのしてるところもございまして、それもワンステップというような形ではしております。ですから、やっぱり料金の統一化というのも非常に難しい話になります。先ほどおっしゃったように、その施設が持つポテンシャルもみんなが違うんで、そういうものを含めて、市民の皆さん方の、利用者の皆さん方の御意見も聞かなかつたらいけませんので、そういうものにじっくりと耳を傾けながら検討していくということでございますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思います。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は利用者の声を十分伝えよんねん。私は、本当にこれあそこ施設できてからずっと利用しよんねん。ほかのそういう施設にもずっと行かしてもらいよんねん。その辺の利用者の声としては、こういう施設は南あわじ市にとってありがたいということなんですわ。それで、その辺でやはりああいう温浴施設を利用することによって病気を未然に抑えるというか、そういう効果もあるし、その辺が採算性にあわなんだら、先ほど言うように指定管理料を上げたっても構わんような施設やと私らは思うわけですわ。そやさかいに、私は今のこのゆとりっくは今の現状のままでやってくれるのはありがたいなと思とんねんけど、老朽化しとるとこは速やかに改修したってほしいと。

それと三原、ついでに言わしてもうたら、あんなもん何か1回100円ずつ取るやて、そんなばかげた料金徴収よ、だれが考えたのよ。もう少し良い智慧がなかったんかどうかというのを聞きよので、その辺はだれが本当にこんな料金徴収に変えたんですか。

○阿部計一委員長 谷口委員、さんゆ〜館については、これはもう所管外ですんで。

長船委員。

○長船吉博委員 副市長、谷口議員も言いましたけども、ここにおける議員はほとんど本当に住民の声を聞いて、ここへ出てきて質問しとるんです。昨日の文教で、僕らの同じ会派の蓮池議員がさんゆ〜館とゆーぶるか、それにはこの金額の問題について私は賛成はするけども、これは条件付の賛成やというふうなことを提案して附帯決議をつけたというふうなことで、やはりこれ今皆の質問の中にやっぱりこの市の中で3つあると。ゆとりつくもその1つやということで、やっぱりこの委員会もそれに準ずるなり、そういう方向でもっていかなこれ否決にせないかんようなこと、僕らもそういうちょっと思いがあるんで、委員長、そこら一遍諮っていただけないでしょうか。

○阿部計一委員長 今、長船委員からそういう話があったわけですけども。これ、ちょっと副委員長。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 これ、1点だけ、私も一般質問したんですが、5年という定義ですね、この5年というのは普通は3年とか、5年やいうことはどういうことから出てきたんですかね、その指定管理の。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○印部久信副委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この5年については、指定管理委員会の中で公募するというので、随契は大体3年ないし5年なんですけども、公募は5年という基準の中で5年にしております。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 そんなんで、結局この前の一般質問でも質問させていただきましたけども、阿万の方でもそういう、結局生い立ちは違うとはいえ、やっぱり合併して8年目ということで、料金差がかなりあるということで、そういう不公平感というのは非常に意見が多かったわけですよ。それで、これが3年とかそんなんで、5年先というところに、副市長は先ほど次回はそういうことのないようにと言うけども、5年先ということがかなりひっかかってきてると思うんよな。これ、そういう形でいきよるものは仕方ないと思うんですけども、そういう形で決まったということはよくわかりました。私はそれで終わり

ます。

長船委員の附帯決議のあれで、文教ではそういうことがあったということをお聞きしとんねんけども。

休憩します。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時27分)

○阿部計一委員長 再開します。

長船議員から、ああいう発言があったわけですが、さんゆ〜館についてはこれ所管外で、どういう形をとられようとこれは所管外ということで。今、ゆとりっくはうちの所管。ゆとりっくでは別にそういう問題はないわけですけど、総合的な判断で、今、長船委員が言われたその点について。この附帯決議というのは、これももう必要ないように思うねんけども、どうですか。

中村委員。

○中村三千雄委員 附帯決議というのは、採決してからの話でありますので、採決するかせんかを先に諮っていただいて、結論出てからやったらいいんじゃないかと思います。

○阿部計一委員長 いや、けどもう採決をとらんでええと思うわ。

休憩します。

(休憩 午前11時28分)

(再開 午前11時31分)

○阿部計一委員長 再開します。

ほかに意見がありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について(ゆとりっく)、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

⑩ 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について(漁港海岸環境施設)

○阿部計一委員長 次に、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について(漁港海岸環境施設)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、この指定管理に私が一般質問したときの決算書はまた別になっとなんですが、あのときに指定管理料を支払っているにもかかわらず、漁業組合がそれ以上の負担を出してきたということなんですが、そういうことで指定管理者は運営が果たして成り立っていくんかをいつも思っておるんですが、今回の指定管理に際して、その辺はどういうような指定管理者との話になっておりましたか。

○阿部計一委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長(早川益弘) 今、議案100号、これ伊毘うずしお村の件なんで、次の丸山のほうでお願いいたします。

○阿部計一委員長            ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長            質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。  
続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長            討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長            異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（漁港海岸環境施設）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長            挙手多数であります。  
よって、議案第100号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑪ 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（丸山海釣り公園、生産物直売所、丸山漁業活性化センター）

○阿部計一委員長            次に、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（丸山海釣り公園、生産物直売所、丸山漁業活性化センター）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長            先ほどは失礼しました。これ、この収支計画書に出てるんと、前回決算書を見たのと、ちょっとこの収支計画書と決算報告書が違うんですが、今回この指定管理にあたっての収支計画書は、これ出てきておるこれでいくわけですか。

○阿部計一委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） 今、出ている計画書でいきます。ただ、議員さんがおっしゃった南あわじ漁業協同組合が、施設の収支報告書で出てきてるのをごらんになったと思います。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、あのときの決算書とこのたびの指定管理における収支計画書は、ある意味では別物であるというようなことで、今回はこれで丸山海釣り公園の指定管理をこれの収支計画書でいくということになりますと、もう組合からの別の運営しておる支出については、我々はこの場では協議をしなくてもよいということですね。

○阿部計一委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） 少し説明しますと、そもそも旧の西淡町のときから、あそこでマリノベーション計画であそこの展望広場それから塔ができるときに、地元の当時は丸山漁業協同組合、そこからどうしても地元でそういう施設の場所に直売所がほしいというような声上がり、今現在の魚彩館、そもそも丸山漁協の直営の直売所というようなことで始まったのが魚彩館でございます。ですから、指定管理、海釣り公園、魚彩館、活性化漁業センターの3施設を指定管理、現在の南あわじ漁協にお願いしては、魚彩館に関しましては、正職員2名とパート1名がおりますけれども、それから施設の維持管理は指定管理でみましようと。ただし、その運営に関しての従業員、正職員、それから光熱費等はそれは直接直売所にかかる費用ですので、指定管理ではみませんよというようなことで、当然南あわじ漁協からも実績報告書はそれを抜いた分が市のほうに挙がってきております。

○阿部計一委員長 ほかに。  
長船委員。

○長船吉博委員 今、これ見させてもうとるんですけども、あの場所は非常にいいんですけども、いかんせん観光客とかそういう方々にやっぱりなかなか周知されてない。宣伝費として71万円挙げとるみたいですけども、これやっぱりもう少し宣伝等、ホテル、民宿等々も含めた中で宣伝していくべきではないかなというふうに僕は思うんです。

それと、やっぱり非常に道が狭くて通りにくいんで、そこらも一つのネックになっとなのかなというふうに思うんですけども、一生懸命組合はやってくれよるのはよく知ってるんです。2年ほど前に、あそこで水産祭りしたんやな。それにしても、やっぱり福良でするとあそこでするとするのは人の入りがちょっと違うと。なぜかというたら、やっぱり交通便が悪いという、これ地元の人もそうだろうけども、淡路によく来てるリピーターの方々もそういうふう感じてるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこら、もう一つ宣伝効果というか、やり方の工夫も必要ではないかなと思うんですけども、そこらの組合と行政、担当部局との協議というのはなされておるんでしょうか。

○阿部計一委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） いま、議員さんおっしゃったようにPR、南あわじ市の各ホテル、旅館、民宿等にもパンフレット等も置かせていただいてPR活動をしてるんですけども、先ほど議員さんがおっしゃったように交通の便が悪いと。ただ、それと南あわじ漁協の組合長が特に言うのは、魚彩館、直売所の施設が小さいと。だから、大きな旅行会社に声をかけるけども、大型バス1台来ていただいたらあそこがもう入れないというようなことで、これは組合のほうはもう少し外へ広げることにはできないかというような声はあります。そういう中で、組合と協議しとるのは、いろんな夏場に行っている朝市、夏場ですけども、そういうようなことで、観光客、地元のPR等も、それから海釣り公園の釣り大会等でもPRしていこうと。ただ、やっぱり交通の便と魚彩館、施設自体が小さいと、大型バス1台が来たらもう入れないと、そんなんではもう観光業者が怒ってくると、そういうのでそこらがネックになってるというようなことは聞いております。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 組合の方々、これ仕事してる方々の批判とかそんなんするんじゃないんですけども、やはりもう少しPRというか、旅館、民宿等々にお客さんにどんどんどんどんもっとアピール、「きょう、どこへ行かれるんですか、ここにこういうのがありますよ」と言うてくれる。極端な話、福良で朝市しよる、「これ持っていったら抽選できますよ」「これ朝市してますよ」というてフロントで皆言うてくれるわけです。それを抽選券渡してくれるわけですよ。そういうきめの細かい、ホテルなり民宿の方々も宣伝してくれるというのが大事かなと。それと、やっぱり人が次々来てくれるようになれば、おのずと店舗もふえてくると思うんよな。もうかるんやったらテント建てててもこんなんしようとか、絶対そういうふうになってくると思うんで、できる限り市のほうもそういうイベント・企画なり、宣伝かなりして協力しよってやってほしい。この収支決算書見たときに

は、かなり厳しい状況で努力してくれとるんひしひしと感じとるんで、こういうことを言わせてもうたんですけども、そこら要望として受けとめてください。

終わります。

○阿部計一委員長       ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長       質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長       討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長       異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（丸山海釣り公園、生産物直売所、丸山漁業活性化センター）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長       挙手多数であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

⑫ 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）

○阿部計一委員長       次に、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員　　これは、メガフロートのことやと思うねんけど、この辺5,000万円か何ぼやて、あの改修というか何か事業というか、もうそれは済んだんですか。先般、多目的公園というたらあのメガフロートか。あれ改修するのに5,000万円ぐらいの予算ついて、事業というのはもう改修は済んだんですかというねんけど、まだなんですか。

○阿部計一委員長　　産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘）　　改修というか、たび重なる台風とか強風の影響で、あそこは2本のくいでのめるクッションになるフェンダー等が破損して滑落した塔がございまして、そこらの修繕、保険等の修繕で改修してます。

ただ、それから、今年度は連絡橋に通ってます電線等も破損が来てますので、そこらの修繕もこの前入札終わってやる予定でおります。それから、連絡橋のつり橋の部分の動かなくなった塔とかはやっております。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　あの辺、私もあんまりわからんと質問しよんねんけど、あそこはあれでしょ、釣り客が行かれるんやの。営業時間というのは、大体夜間もしよるわけですか。

○阿部計一委員長　　産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘）　　早朝早くは、やっぱりケースによって時間帯は変わっております。何月から何月までは朝の6時ごろとかいうて、そういうことであそこは夜間はやっておりません。ナイターのあれはありませんので、夜間はやっておりません。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　それで、よう話題になるねんけど、津波対策というかあの辺の対策というのは、今回改修というか何かできとんのですか。

○阿部計一委員長　　産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘）　　先ほど議員さんがおっしゃったように、かなりの改修費用、それから修繕費用等が毎年かかっております。そういうふうなことから、市のほう

も来年度、25年度にストックマネジメント事業で、どこが何年もつのか、どこを補修せなあかんのか、どこを修繕せなあかんのか、25年度で全部調査します。潜水員入れて、メガフロートの底も調査します。ただ、いつ来るかわからない津波対策なんですけども、先ほど言いましたように、2本のくいで潮の満潮、干潮のあれで浮き沈み、船舶ですので動けるようにはしております。ただ、それが想定される2倍以上の津波が来たときには恐らくもたないだろうと。そのためには、どのようなとめる方法があるか、多分とてもじゃないけども、あの60メートルの101メートルのものをとめるものは難しいだろうと思うんですけど、今、東京のコンサルタントにどういう方法がないかというようなことで、今、調査を依頼しております。それで、実際その工事ができるかどうか、それとメガフロートがどれだけでもつか、それを来年度に調査して、今後メガフロートのどう継続していくかどうするか検討していく方向に入っていきたいと思っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、利用者数見とったら、これ結構1万4,000人いうたら、日にかなり利用していただいとんねんと思うねんけど、このあたりの方々というのは、これ私もちょっと聞いてんけど、これも年会員というんけ、何かそんなような料金徴収もされとるように聞いてんけど、その辺はまだ今でもそういう年会員制度というのはあるのですか。

○阿部計一委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） 年間パスポートといいまして、何回利用しても6万円ということで、平均30名ぐらいの方が年間パスポートで利用しております。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

⑬ 議案第103号 字の区域の変更について（広田、倭文地区）

○阿部計一委員長 次に、議案第103号、字の区域の変更について（広田、倭文地区）を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第103号、字の区域の変更について（広田、倭文地域）、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。



(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

⑭ 議案第104号 平成24年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて

○阿部計一委員長 次に、議案第104号、平成24年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第104号、平成24年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前 11時53分)

(再開 午後 1時00分)

⑮ 議案第105号 平成24年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて

○阿部計一委員長 再開いたします。

次に、議案第105号、平成24年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第105号、平成24年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第106号 市道路線の認定について

○阿部計一委員長 次に、議案第106号、市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑を終結します。

続いて委員間討議を行います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第106号、市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

⑪ 議案第107号 福良地区市営住宅新築工事請負変更契約の締結について

○阿部計一委員長 次に、議案第107号、福良地区市営住宅新築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員　　この工事の増額の67万7,250円ぐらいのそういうふうな軽微なことやけど、これ議案に上程せんなん理由というのは何かあるのですか。

○阿部計一委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）　　議会承認事項の契約額を超えた額の変更ということで、承認をお願いするということでございます。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　ということは、これが1万円だったって超えたら。わかりました。

○阿部計一委員長　　質疑がないようでございますので、質疑を終結します。  
続いて委員間討議を行います。意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長　　討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第107号、福良地区市営住宅新築工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長　　挙手多数であります。  
よって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。  
お諮りします。12月14日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○阿部計一委員長        それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○阿部計一委員長        次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。  
お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長        異議がございませんので、議長に申し出ることにいたします。

## 3. その他

○阿部計一委員長        次に、その他に入ります。何かございませんか。  
印部副委員長。

○印部久信副委員長        補正予算について伺います。まず、ページ、20ページの三角多  
角等測量業務委託料3,100万円が上がるとのわけですが。

○阿部計一委員長        暫時休憩します。

(休憩 午後 1時05分)

(再開 午後 1時08分)

○阿部計一委員長        再開します。  
ほかに。  
砂田委員。

○砂田杲洋委員        農業委員会にちょっと確認したいんですけども、うちの議員、だれと  
いうのも何名というのもわからんですけども、何か農政議員連盟というのを  
つくっておられるらしい。そして、農業委員会のメンバーを呼んで何か会合  
を開いたこと、それも又聞き

でようわからんのですが、そういうことはありましたか。

○阿部計一委員長 農業委員会事務局課長。

○農業委員会事務局課長（小谷雅信） 私の知ってる範囲の中では、過去1回そういう会合を持たれたということはございます。

○阿部計一委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 それは、議員さんが何名、職員が農業委員会から何名行ったかはわかりますか。

○阿部計一委員長 農業委員会事務局課長。

○農業委員会事務局課長（小谷雅信） もう、ちょっと4、5年前だったと思うので、記憶はちょっと定かではないんですが、議員さんのほうが6名程度だったと思うんですが、事務局の職員2名が出席しております。

○阿部計一委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 私が聞いたところによると、そない以前でないと思うんですけどね。今期はありませんでしたか。

○阿部計一委員長 農業委員会事務局課長。

○農業委員会事務局課長（小谷雅信） 失礼しました、私も4月からなものですから、前任の者から、24年度にそういうようなことがあったというのはちょっと聞き及んでおりませんでしたので、失礼しました。

○阿部計一委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 それでは、課長は今年度4月からということで、それまでのことは、4月以前はちょっとわからんということでよろしいか。

○阿部計一委員長 農業委員会事務局課長。

○農業委員会事務局課長（小谷雅信） 私も22年度までおりましたので、その過去につきましては1回ございました。23年度はちょっと別の部署に配属になっておりまして、今年度4月からはまだそういう会合は持たれておりません。

○阿部計一委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 わかりました。今ちょっと聞いたら、大分違うところもあるようなんですけども、以前当委員会に所属しておった、委員長をされとったような人までもがこのメンバーに入って、我々の主たる所管業務である農業に関して何とか連名をつくって、何か調査をしたり職員呼んで会合したりとしよる。我々の肝心な主権である農業に関して業務を侵害されると思うんですね。それで、委員長にお願いしておきたいのは、これをちょっと調べていただいて、こういうことがないように、各議員の自分の責任でもってやらしてもらわなぐあい悪いと、そんなに所管に立ち入ってやられたらぐあい悪いということを思っておりますので、一遍調査をしていただきたいと思います。

○阿部計一委員長 わかりました。  
副委員長。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 この件については、私思うんですけども、議員さんがそれぞれ勉強会を持ってやられることには、これは議員活動として問題ないと。ただ、そこへ勤務時間中に職員が行っていろいろとやるということは、これはいかがなものかなと思うんですが、その点、副市長どうですか、委員会以外でそういう議員連盟をこしらえて勉強会をしている、勤務中に所管の職員が行ってそこでいろいろアドバイスとかするという事は、これは職員として妥当ですか、その点ちょっと副市長にお伺いしたいんですが。

○印部久信副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 会派の研修会には、議長に申し出をしていただいて、市の職員が出ていってることもございます。議員連盟ということであれば、そういうものについても議長に申し入れをしていただいて、それで我々のほうから要求に応じて出ていくということはやぶさかでないんじゃないかなと思います。ただ、個人的な要請によってということはいかがなものかなと思いますので、今後そういうことがあれば、議長に申し入れをし

ていただいて、議長のほうから我々のほうに要請をしていただくということであれば可能かなと思います。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 今、副市長からある程度見解が出たわけですが、これはまた議会の中で、特に所管を侵害するというような問題もいろいろありますし、これはまた議運なりで諮っているいろいろな検討せないかんとこもあると思います。でないと、やっぱり所管を動かすというような、そういういろいろな勉強会をこしらえてやるということは、やっぱりそれぞれの所管の委員会を侵害するということにもなりかねないので、副市長は、今、議長の判断であれば問題ないというような発言でありましたけども、この点についてはまた議運なりで検討したいと思います。

ほかに。

長船委員。

○長船吉博委員 きょうは12月11日、この南あわじ市内の年末年始の工事に伴う道路規制等々、現況どのようになっておりますか。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 今、市のほうで発注している工事で、道路規制が考えられるのは2路線あるわけですけども、津井伊加利線と土井線。しかし、現在のところ通行どめ等の予定は考えておりません。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 通行規制というのは、通行どめだけじゃなしに、一方通行とかそういうのも通行規制に入りますので、やはり今聞きよんのは、やっぱり年末年始のその混雑する時期にいつまでもそういう規制をかけて、地域の産業とか帰省客とか、そういうような事故の原因とか、そういうもろもろのものに関して非常に気になる、注意せないかんで、そこらを聞いとるんです。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） ですから、そういう通行どめも含めた中の通行規制というこ



とで、年末年始というのはそういう規制は今のところ考えておりません。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 規制は考えてませんということは、もうそういう工事等々についての規制はしてないと、工事をしないということで受けとってええの。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 年末年始というのは、私ども考えてるのは、12月28日から1月6日ぐらいまでは業者も工事しませんので、そのことを、今、返事させてもらってます。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 今、建設課長のほうから申し上げたんですけど、12月20日以降につきましては、やはり道路使用の関係で許可のほうがおりにないというような形になってございます。そやから、年末年始は道路工事についてはやはり控えておるような、そんな実態だと思います。

○阿部計一委員長 ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員 松くい防除についての現状認識、まずお尋ねをいたします。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 2週間ほど前ですか、神戸新聞に松くいの特集が出ておりました。被害深刻、地域も拡大というようなタイトルで出ております。昨年度も、夏が猛暑だって雨が少なかったと。ことしも、高温の日が続き雨も少なかったので、被害が拡大しておるといってございまして。南あわじ市についても、バイパス並びに県道を通っておりますと、路側に非常に枯れた松が目につくということで、南あわじ市としても松くい対策については力を入れておるんですけども、なかなか改善のほうに向かないというのが現状かというふうに認識しております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 現状認識、次長と全く一緒でよ、本当にこの縦貫道沿線、また西淡三原インターのああいふこの松、慶野松原、湊の山、津井、伊加利、伊毘、もう壊滅的な状況にあると思うんですわな。当然、何も手立てとかやってないということ私を言うとの違うねんけど、そのやり方が適切でないから、やはり松くい被害の拡大が私はしとると思うんですわ。ほんでね、そこらを抜本的な対策として、樹幹とかいろいろ空中散布とか地上散布とかやられてますわな。その辺、今までの手法が悪いから、一つも効果としてあらわれてないことについて、次長、どのようにお考えですか。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 先ほど委員さんが言われたとおり、航空防除、西淡中心に621ヘクタール実施しております。これについては、松くいが散布する以前に殺さなあかんということで、6月と6月下旬に2回実施しております。それと伐倒駆除、伐倒駆除の理由については、もう枯れてしまったので、その枯れた松から松くいが飛ばないように、伐倒駆除をことしは重点的にやっております。それと、航空防除でできないところを、民家に近いとか、重要な箇所については地上防除、50ヘクタールぐらい実施しておると。樹中の薬剤注入についても一部実施しておると。面積的には、この2、3年変わってないんですけども、10年前から比べたら大分航空防除の面積も減ってきております。兵庫県全体が減ってきておると。ここにも、県のコメント載っておるんですけども、県下で松くいに対する力を入れておる全県の予算が1億5,000万円、そのうち4,500万円を淡路県民局管内にあてておると。4,500万円といいますと、淡路県民局内に4,500万円あてておるいうんですけども、ほとんどが南あわじ市にあてていただいております。そこまで力を入れて実施しておるんですけども、なかなか難しい状況でございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、それはやっとなのは私はわかっとなねんけど、一つも効果がないということは、何か新たなそういうふうなやり方、要は松くいの線虫というんか、何やカミキリがその線虫を運んで、松へあれして行って、それで松くいがどんどんどんどん広がっていきよると。そんなら、そういう枯れた松を、これは慶野松原のこと特に言わしてもらわねんけど、先般も言われたのはね、あれは国立公園やさかいあれだけ枯れとったって放ってあるのかと、市はさわれんのかというような市民の声もあるわけよ。景観も非

常に悪い。それで、あれを放置しとくことによって広がってしもて、しまいには慶野松原の松が1本もなくなるぞというような話があるので、これ今までのやり方じゃあかんということで、とにかく枯れとるやつは速やかに切って焼却というんか、何かやり方を考えてもらわなんたら、これ毎年松くい今言うた4,500万円ぐらいの金というのは、南あわじ市の松のそこへ、空中であったりとか、地上散布であったりとか、伐倒とかいうてやとんねんけど、一つも結局効果があれでますます広がるばかりで、西淡インター出たこのあんな松まで枯れとるような状況になるねんの、あの出入り口のところの松までよ。そやから、あのあたりを速やかに早いこと緊急的にやってもらわなんたら、本当に国立公園の松が壊滅的な被害が起きると思うねんけど、そこらは今までのやり方では一つも事業効果が出てない、松くいが拡大する一方やと。そやから、やり方は私は悪いんじゃないかなと思うんで、そこら今後の対策としては、枯れとるやつは速やかに切ってしもて、その線虫というんか、その辺のやつ燃やしてしもて殺してしまわなんたら、こんなもんとめられへんと思うねんけど、そこら今後のやり方も今までと同じようなこの4,500万円ぐらいの金でやっていくんですか。倒

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 委員さん言われるとおりです。枯れた分については、早い目に伐採して、チップまでして処理しなければまたそこから拡散していきますので、うちのほうも伐倒駆除に力を入れております。春の伐倒駆除も、今、発注しております。慶野のほうは教育委員会の管轄ですけども、吹上とか阿那賀の枯れたところについては、それと柿の木ダムの付近、この3カ所については11月の下旬に発注して2月の下旬までに伐倒していただくように、うちも、今、工事発注している状況でございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 湊の山の真っ赤になつとんねんけど、あの辺伐倒すんだ。そんなら、あれは業者というたら、伐倒したやつをどっかへおろしてきて、山の中で放置しとんのが現状なんですか。それとも、最終処分ちゃんとやっていたいとするんですか。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 事業によってやり方が違うんですけども、大方の分は山で伐採して下までおろしてきて、それでチップにして処理するという事業と、それと山で切ってその場で消毒してチップにせんと、下までおろしてくるいうたら結構経費がかか



んなもん、しまいには松原の松は全部なくなって、もう湊の山でもないでか。だからやり方、樹幹注入とか何か新たなやつないんかいな。その辺の予算というか、それは私は市に全部せえ言いよんの違うのよ。あんなもん、国はあの辺に規制の網だけかけといて金出さんというのはおかしいと、私はそない思うんでその辺国に強く言うて、この瀬戸内国立公園に指定されとる慶野なら慶野、その周辺の山間部の松もあんだけ根絶やしにやられとる危機感をやはり市民が持つとる、ということは行政もそういう危機感持って松原の保全に全力でやってもらう、そのためには当然事業費というのはいるねん。その辺の金を、私は市の一般財源から出せ言いよんの違うねん。国に、あなた方はそういうふうな指定しとんねんさかい、その辺の管理というか、あんな年間2,000万円ほどしかもうてないでしよ。あれをやっぱり2億円ぐらい引っ張ってきて、毎年2,000万円ほり込むんでなしに、2億円ばんとやって一発でばんとやって、松くいこのそういうふうな駆除を私はすべきやと思うんで、もうこれ以上言うても、その辺は、副市長どうですか。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ごもつともなんで、よく教育委員会のほうには言うておきます。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 水仙郷のことについてお聞きします。9月議会で、確か200万円ほどの補正をして、水仙郷のPRに力を入れるということでしたけれども、どんな対策で、これからオープンに向けて準備万端やと思うんですが、どんな状況ですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 水仙郷のPRにつきましては、9月の議会で補正つけていただきまして、その使い道として、その後水仙郷PR事業推進協議会という市内の観光施設、それからホテル、旅館等の代表の方に集まっていただきまして、2回ほど協議を進めてまいりました。それで、観光協会ともタイアップして今後PRしていきたいということで、まず最初に各旅行者に宣伝・PRを行って、ツアーなりを組んでいただくということで、キャラバンも行ってきております。それから、観光協会とタイアップしてということで、先般12月4日には大阪駅の近くのホテルグランヴィアというところで、3年とらふぐと水仙郷のキャンペーンという形で、テレビ、ラジオ、それから雑誌社等のマスコミの方を約50人招待しまして、そこでとらふぐの振る舞い、それから水仙のPR等々を行ってきたところでございます。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 旅行者にPRをして、ツアーとかいう答弁がありました。組み込んでいただいたんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 一応、旅行者につきましては、神戸新聞の旅行社を中心としまして、その関係旅行社、京都新聞、それから岡山のほうの山陽新聞、それから四国のほうでは高知新聞、それから愛媛新聞、こういった6社の旅行業社の方にお声をかけていただきまして、ツアーを組んでいただくという形で、現在それぞれの旅行社は、人形と水仙郷をセットにしたようなツアーを組んでいただいております。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 別に大体でいいんですけど、目標数値はどれぐらいで取り組まれてるんですか。去年が確か4万人台になったんですよ。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 水仙郷の入園者につきましては、昨年度は4万2,000人ほどで、例年7万人から8万人お越しいただいておるんですが、その約半分であったという反省から、PRが不足しとるということでもあります。ことしは、ぜひとも例年どおりの7万人ないし8万人を目標として、観光客の誘致に取り組んでいきたいと思っております。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ちょっと要望なんですけど、今の市長公室長が観光課長やったときからお願いをしてたんですが、今、阿万バイパスができて、そういう道沿いというか、いつも水仙シーズンになったら看板持ってきて針金でとめて立ててますよね。ああいう看板じゃなくて、もう恒久的なもっと水仙の写真が入ったような、夏場に来て、冬に来たらこういう水仙がありますというような恒久的な看板をつけてほしいなとお願いをしてたんですが、まずそれを検討されてるのかどうかも聞きたいし、検討されてないのかと思ってるんですけど、そういうの必要やと思いませんか。夏のお客さんを冬に呼ぶというような考

え方は話されました、この協議会でも。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 看板等については、その協議会では話はしておりませんが、先般も淡路島観光圏の事業の中で国土交通省の方が調査にまいりまして、水仙郷等への看板が不足しとるということで、道路標示の中でできないかという要望はお願いしております。特に、阿万バイパスができたので、旧の国衙から旧県道を通わずに、新しいバイパスを通過して行ってもらいたいというふうな表示をしてほしいというふうなお願いはしております。

あと、今、議員おっしゃられました恒久的な看板については、具体的などころまでいってませんが、仮設という形でシーズンにはつけたいというふうに考えております。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 国土交通省とか県の人にぜひ言ってほしいんですけど、淡路島だけじゃなくていろんな観光地へ行ったら、道路標識の裏って何も書いてないですよ。上にある大きいやつ。その裏にね、そういう観光の看板つけたりしてると結構見るんですよ。そういうのができると思うので、管轄は国か県か知らないですけど、ぜひそういう検討してほしいなど。それで、それをまた報告してください。本当に、ちょっと要請してください、と思います。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） また、関係部署とも協議しながら進めていきたいと思えます。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 あと、都市計画審議会とかいうところに一回出させていただいたんですけど、さっきの水仙の話ですが、灘に行けば何か水仙ライン、水仙郷ラインとかいう何か俗称ついてますよね。賀集・阿万・灘線とかいうて、阿万バイパスとかいう名前ついてますけど、もういっそのこと阿万バイパスを水仙ラインみたいな感じで、うずしおラインと一緒にしたいにね、そういう俗称つけたらどうかなと僕はその場でも言いましたけども、そういう検討も進みますか。あの場で言ってあの場だけで終わってると思ってますけど、

そういう協議をぜひ真剣にさせていただきたいんです。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 今、ちょっと初めてお聞きいたしました。これまで、委員さん何年か前に都市計画の審議委員されとったんですね。去年ですか。ちょっと、そこら一遍見てみます。今、ちょっと返事のほうはしかねます。上部団体にも声をおかけして、一度聞いてみます。とりあえずは、県の道路かと思います。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ないようでございますので、その他については終わります。  
執行部から何か報告事項がありましたら、発言を許可します。  
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほどの水仙郷に関連してですけども、ことしの灘黒岩水仙郷の開園の日が決定しました。ちょっとまだ、ことしの開花予想が例年よりもおくれおるといように聞いておるんですが、開園につきましては、去年並みに12月28日に開園式、神事、それからオープニングセレモニーをするという予定であります。それから、開花状況にもよりますが、2月下旬ぐらいまでは開園できるということでおりますので、今後の予定について、以上1点だけ報告させていただきます。

○阿部計一委員長 一点、これ終わったんですけど、先ほど出田議員が言われとった、この水仙郷の看板よな。こんなん、これは国や県というより南あわじ市の観光資源で、そんな看板、市でしようと思ったらすぐできると思うねんけど、部長、どない思うで、そんなん検討せんなんけ。本当に、ぜひこれは広いバイパスにやろうと思たらわけないと思うねんけど、その辺私にも不思議でかなわんねんけど、一回、部長答弁お願いしたい。  
産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 出田委員さんの言うとおりに、開園時期になりますと、阿万の信号のとこと灘の水仙郷の近くのとこに臨時的に看板を立てております。今、言われました、一つは県道の看板の裏にというお話については、ちょっと時間的にかかると思うんですけども、その近くに恒久的、ただ占用の関係もあると思うんですけども、それは一



度検討させていただきたいと思っております。

○阿部計一委員長　それは、もうぜひお願いしたいと思います。

それでは、もうほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本委員会、早朝から午後に至るまで慎重御審議ありがとうございました。各議員からいろいろな御意見がありましたけども、執行にあたりまして、少しでも反映していただきますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

どうも、ありがとうございました。

(閉会 午後 1時39分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年12月11日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 阿部 計一